

<カウンター・シクリカル・バッファの算出における信用リスク・アセットの範囲>

【関連条項】第2条の2第4項第1号・第2号、第14条の2第4項第1号・第2号

第2条の2-Q1 カウンター・シクリカル・バッファについて、「信用リスク・アセット」には「ソブリン向けエクスポージャー」及び「金融機関等向けエクスポージャー」を含めるべきでしょうか。(平成28年3月11日追加)

(A)

バーゼル合意に沿って、カウンター・シクリカル・バッファの計算にあたっては、信用リスク・アセットから、第1条第36号に定める「ソブリン向けエクスポージャー」及び同条第37号に定める「金融機関等向けエクスポージャー」に係る信用リスク・アセットを除外して計算することとします。

<信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものの計算方法>

【関連条項】第2条の2第4項第1号・第2号、第14条の2第4項第1号・第2号

第2条の2-Q2 カウンター・シクリカル・バッファについて、「信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るもの」は、どのように計算すべきでしょうか。(平成28年3月11日追加)

(A)

バーゼル合意では、可能なかぎり、最終リスクベースにより、当該国又は地域に係る信用リスク・アセットを算出すべきとされています。したがって、可能なかぎり、最終リスクベースでの算出を行うべきと考えられますが、可能でない場合には、債務者の所在地ベースでの算出を認めることとします。ただし、債務者の所在地に代えて、記帳地を用いることは、所在地ベースでの算出が実務的に困難な資産（たとえば、一部のファンド・証券化商品等）に限ることとします。

<支店・現地法人向け与信等の所在地に係る取り扱い>

【関連条項】第2条の2第4項第1号・第2号、第14条の2第4項第1号・第2号

第2条の2-Q3 カウンター・シクリカル・バッファについて、「信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るもの」を計算するにあたり、債務者の所在地について、ある法人の支店や現地法人向け与信を一律に当該法人の本店向け与信として扱うことは認められるのでしょうか。(平成28年3月11日追加)

(A)

<最終リスクベースを用いる場合>

支店向けの場合、本店と当該支店を一体と見なし、本店所在地向けの与信として扱うこととなります。現地法人向けの場合、グループ本社による当該現地法人への保証があると認められる場合には、グループ本社所在地向けの与信として扱うこととなりますが、認められない場合には、当該現地法人所在地向けの与信として扱うこととなります。

<所在地ベースを用いる場合>

当該支店もしくは当該現地法人の所在地向けの与信として扱うこととなります。

以上、纏めると下表のとおりとなります。

	最終リスクベース	所在地ベース
(ケース 1) 本店所在地が A 国の法人の B 国支店向け与信	A 国向け与信	B 国向け与信
(ケース 2) グループ本社が A 国の法人 の B 国現地法人向け与信	B 国向け与信 (グループ本社による当該現地 法人への保証があると認められ る場合、A 国向け与信)	B 国向け与信

<本邦以外の国又は地域の金融当局が定めるカウンター・シクリカル・バッファ比率>

【関連条項】第 2 条の 2 第 4 項第 2 号、第 14 条の 2 第 4 項第 2 号

第 2 条の 2-Q4 カウンター・シクリカル・バッファについて、「本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率」とありますが、どのようにこの比率を入手すべきでしょうか。(平成 28 年 3 月 11 日追加)

(A)

決算基準日に適用されるバーゼル銀行監督委員会の以下のウェブサイトにおける「Current CCyB」の「Add-on (percent of RWA)」とある欄にある数値を以て、「本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率」とします。なお、「n/a」とあるものについては、計算上、0%として扱うこととします。

<http://www.bis.org/bcbs/ccyb/index.htm>

<信用リスク・アセットを合計する国又は地域の範囲>

【関連条項】第 2 条の 2 第 4 項第 2 号、第 14 条の 2 第 4 項第 2 号

第 2 条の 2-Q5 カウンター・シクリカル・バッファについて、「信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率」とありますが、合計する範囲として、具体的にどの国又は地域の金融当局を指すのでしょうか。(平成 28 年 3 月 11 日追加)

(A)

バーゼル銀行監督委員会のメンバー国・地域のみを指します。これは、同委員会の以下のウェブサイトにおいて、「Basel Committee member jurisdictions」とされている国・地域のみを指すものとします。

<http://www.bis.org/bcbs/ccyb/index.htm>